

令和3年9月1日

月島第二小学校保護者様

中央区立月島第二小学校長

児童による携帯電話・スマートフォン等の 通信機器の校内への持ち込みについて

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

標題の件につき、下記のとおり対応いたします。ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

○基本的な考え方

学校生活を送る上で、児童が携帯電話・スマートフォン等の通信機器を校内に持ち込む必要はないと考えていることから、原則として児童が携帯電話・スマートフォン等の通信機器を校内に持ち込むことがないようにお願いします。

ただし、放課後の生活を送る上で、携帯電話・スマートフォン等をどうしても校内に持ち込まなければならない事情がある場合は、以下の「確認事項」をご了承いただき、児童が決まりを守るよう、保護者が指導をした上で、持たせてください。

○確認事項

- ・校内では、携帯電話・スマートフォン等は使用しない。
- ・校内では、かばん（ランドセル）にしまい、かばん（ランドセル）からは出さない。
- ・校内では、音が出ないように設定する。
- ・学校は児童から機器を預かる等の管理はしない。管理責任は保護者が負うものとし、紛失、破損、通信機器に関するトラブルについては、学校は責任を負わない。

以上